

新・荒川下流河川敷利用ルールについてのよくある質問(FAQ)

平成26年3月31日作成
平成27年12月1日修正
平成30年1月1日修正

<禁止行為>

①ゴミの不法投棄は禁止です。

番号	質問	回答
1	飲食物、ペットボトル及び花火のゴミなどの不法投棄は、法令等で禁止されていますか。	「ゴミの不法投棄」には、飲食物、ペットボトル及び花火の残骸等を捨てる行為も含め法律等で禁止しています。 なお、市区によっては、ポイ捨て禁止条例等を設けて禁止しているところもあります。 【参考】 葛飾区…葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例 墨田区…墨田区路上喫煙等禁止条例 足立区…足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 北 区…東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例 川口市…川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 戸田市…戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例

②たき火やゴミの焼却は禁止です。

1	河川に釣りに来ていて、暖をとるために火をたいてはいけませんか。	河川敷の枯草が延焼する火災などが後を絶ちません。 たき火などを河川で行うことは、火勢により護岸などの河川管理施設を損傷したり、火災を発生させる恐れが高いため、禁止しています。
---	---------------------------------	--

③犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。

1	巻き取り式のリードを必要以上に伸ばして河川敷道路を散歩している人を見かけますが、リードが細く自転車で走っていると見分けができなく危険なので、やめさせてもらえませんか。	リードを装着している点ではノーリードとは言えないのかもしれませんが、通行の妨げになる場合がありますので、河川巡視等で注意します。
---	---	--

④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

1	河川敷に進入が許される「管理者の許可がある場合」とは、どのような車両ですか。	①警察や消防などの緊急用車両、②工事用車両、③公園やグラウンドなど国交省の許可を受けて設置している施設管理者の車両、④河川敷駐車場への乗り入れる車両、⑤河川管理者の許可を受け、イベント等で一時的に河川敷を使用する車両です。
---	--	---

<危険・迷惑行為>

危険行為:①バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。

1	「指定場所」とはどのような場所をいうのですか?	河川敷の野球場やゴルフ場として、河川管理者や公園等の管理者が認めた場所です。
---	-------------------------	--

危険行為:②バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。

1	荒川の河川敷でバーベキューをすることはできますか?	バーベキューは、火災やゴミの不法投棄の原因となること。また、騒音などにより近隣住民や他の河川利用者に迷惑をかける恐れがあることから行わないこととしています。 ただし、「指定場所」では、例外として行うことができます。
2	「指定場所」とはどのような場所をいうのですか?	河川敷のバーベキューや煮炊きができる場所として、河川管理者や公園等の管理者が認めた場所です。具体的には、板橋区、北区、江戸川区、川口市においてバーベキューができる場所があります。詳細は各市区役所へお問い合わせください。 (参考) http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00098.html

危険行為:③無人航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。

1	無人航空機(ドローン・ラジコン機等)を飛ばすことはできますか。	<p>無人航空機(ドローン・ラジコン機等)については、墜落事故に伴う危険性(人身事故・火災)が高いことから飛ばさないこととしています。</p> <p>但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。</p> <p>要件1:航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。</p> <p>要件2:航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。ただし、それによらず飛行させるときは、航空法の承認を受けていること。</p> <p>要件3:占用地においては占所有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。</p>
2	動力装置のない飛行機(グライダー)や有線制御(Uコン)飛行機を飛ばすことはできますか。	<p>動力装置のないグライダーや有線制御(Uコン)飛行機に類するものについても危険迷惑行為として飛ばさないこととしています。グライダー等であっても墜落の危険性はあり、また、滑空時には他の利用者に恐怖感を与え、近寄ることを妨げるにつなぐりますので飛ばさないこととしています。</p>
3	無人飛行機は飛ばさないこととしているが、その他のラジコン(車、船)はできますか。	<p>他の利用者の迷惑とならないよう、人の多い場所では使用を避けるなどマナーを守った使用をお願いします。</p>
4	利用目的として、公共性が高いものとは何ですか。	<p>事故・災害時の捜索又は救助、河川の工事・調査等です。</p>
5	飛行エリアの安全を確保するとはどのようなことをすればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行エリア内に一般利用者が立入出来ない措置が講じられていること(ロープやバリケードの設置、保安要員の配置、立入禁止区域を明示した看板の設置など) ・緊急時の連絡体制が確立されていること
6	無人航空機を飛ばすためには、どのような手続きが必要ですか。	<p>無人航空機を飛ばすためには、一時使用届の提出が必要です。</p> <p>提出先については、笹目橋から西新井橋の間は、岩淵出張所、西新井橋から河口の間は、小名木川出張所へ一時使用届を提出して下さい。</p> <p>なお、飛行エリアに公園・グラウンド等の占用地が含まれる場合は、事前に占業者に使用の承認を得て下さい。</p> <p>提出が必要な書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時使用届 ・無人航空機飛行計画書(安全を確保するため設定する一般利用者の立入禁止区域を示した図、これを担保する保安要員及び看板の設置計画図、緊急時の連絡体制を記載した資料、航空法に基づく許可及び承認を受けている場合は、届出時に許可書、承認書及び航空法の許可申請時に提出した無人航空機飛行マニュアルの写し) ・占用地の使用承諾書類写し(飛行エリアが占用地を含む場合) <p>巡視員等が、現地において無人航空機の飛行を確認した場合に、一時使用届が受理されていることを現場で確認するので、受理印を押印した一時使用届の写しを現場の見やすい場所に掲示しておいて下さい。</p> <p>http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00258.html</p>

迷惑行為：他の者に迷惑をかける騒音は出さない。

1	「他の者に迷惑をかける騒音」とはどのようなものを指しますか？	時間帯や場所にもよりますが、他の河川利用者が不快と感じる音や近隣住民の方の安眠や快適な生活の妨げになる音です。
---	--------------------------------	---

迷惑行為：22時以降は音の出る花火はしない。

1	「音の出る花火」とはどのような花火を指すのですか？	音の出る花火は、どのようなものか具体的に定められたものではありません。花火の種類にかかわらず、音が原因で河川敷利用者や近隣住民に迷惑をかけるような花火はしないこととしているルールですので、これらを踏まえて、ご自身で花火の種類は選定して下さい。
2	花火をすることはできますか？	花火については、原則自由に利用することができます。但し、花火の種類にかかわらず、騒音などにより河川敷利用者や近隣住民に迷惑をあたえるものは、ご遠慮していただいております。周囲の迷惑にならない、かつ、公序良俗に反しない節度ある利用及び自己責任(事故・苦情等の解決)を念頭において、快適な河川空間を皆が共有できるような河川利用をお願いします。
3	何か届出などが必要ですか？	家族や友人同士などの少人数で個人的に花火をする場合は、河川管理者への届出などの手続きは必要ありません。
4	場所の制約がありますか？	花火を行う場所は、枯草や燃えやすいものがある場所、堤防と高水敷の間にある緊急用河川敷道路及び橋梁下などは避けて下さい。なお、具体的な場所をお問い合わせいただいてもお答えしかねますので、ご自身で適切な場所を選んで行って下さい。また、河川敷には公園・広場など沿川市区が管理している場所があります。そのような場所においては管理している市・区役所の許可が必要になる場合がありますので、別途管理者にお問い合わせ下さい。
5	その他注意しなければならないことがありますか？	失火には十分注意するとともに、遊んだあとのゴミは持ち帰る、騒音となる音は出さない等、ルールを守って他の河川敷利用者・近隣住民に迷惑のかからないよう楽しんで下さい。

<マナー>

①自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。

1	土手下の道路はサイクリング道路ではないのですか？	サイクリング道路ではありません。その道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備された「緊急用河川敷道路」です。
2	実際、このルールでは、競技用(スポーツタイプ)の自転車は、河川敷を走行してはいけないと言っているのと同じではないですか？	集団での高速走行や練習のために荒川を利用することを考えているのであれば、それはできません。「徐行」、「歩行者優先」で安全運転をして頂けるのであれば、全ての自転車が利用できます。

②河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。

1	自転車の高速走行を防ぐために、河川敷道路にカラーコーンを設置してはいけませんか？	河川敷道路に物を置くことは、河川利用の妨げになるばかりでなく、河川管理用車両や緊急用車両等の通行の妨げになるのでやめて下さい。
---	--	---

③河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

1	「キャッチボールなど」のなどは他にどんなものが含まれるのですか？	この項目は他の利用者への障害行為をルール化したもので、他には、サッカーのパス練習、フリスビーを行うこと、座り込むなどして試合の応援をする行為などが挙げられます。
2	ローラースケート、スケートボード等はできますか？	他の利用者の迷惑とならないよう、人の多い場所では使用を避けるなどマナーを守った使用をお願いします。

<その他>

1	このルールの違反者には、どのような対応をするのですか？	違反者に対しては、その行為の中止するよう注意や指導、呼びかけなどを行います。 法律で禁止されている行為において常習的なものや悪質なものは、警察に通報しますが、それ以外の危険や迷惑を及ぼす行為は、荒川下流部のルールを知ってもらうための周知啓発を引き続き行うとともに、河川巡視や警察 沿川自治体との連携を強化していきます。
2	ここに記載されていないけれども、迷惑を被っている行為については、どうしたらいいですか？	荒川下流河川事務所 占用調整課、管理課、岩淵出張所、小名木川出張所、各市区の施設管理者に連絡し、場所や状況を教えて下さい。 対応としては、河川巡視を強化し、その迷惑行為を発見すれば注意や指導を行います。行為者が特定できない場合でも、行われている場所に看板を設置し、注意喚起を行います。